

白岡市都市計画審議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
(組織) 第2条 審議会は、委員<u>12</u>人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1)・(2) 略 (3) 略	(組織) 第2条 審議会は、委員<u>16</u>人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。 (1)・(2) 略 (3) <u>行政区長</u> (4) 略